

令和5年度茶北町住民税非課税世帯に対する 価格高騰重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯

世帯の全ての方が、令和5年6月1日以前から茶北町に住民票があり、世帯全員の令和5年度分の住民税（令和4年1月～12月分の収入を基に算定）が非課税となった世帯

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

同封の書類を返送してから
3週間程度（8月中旬以降）

給付金を受給するためには手続きが必要です！

1 該当される場合は『口座登録等の届出書』に記入し

- ①本人確認書類の写し
- ②振込口座の通帳の写し

を貼り付けて **令和5年10月2日（月）** までに

同封の返信用封筒で返送してください。※当日消印有効



2 該当しない場合は書類は破棄してください。



住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

茶北町役場 福祉保健課

「茶北町住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援特別給付金」担当

電話番号 **0969-35-1263**

受付時間 平日8:30～17:15（土・日・祝日を除く。）